令和3年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年8月25日 午前9時30分~10時45分

開催場所 所沢市役所 502会議室

議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 3番 越阪部 一 4番 内野 喜昭 7番 池田 稔

8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 11番 川口 浩

12番 栗原 茂 13番 大舘 浩一 14番 石井 進

16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 5番 糟谷 裕義

6番 増田 貴雄 10番 石井 一 15番 水村 英紀

農業委員会事務局の進行により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされたことを受け一部委員には出席を控えていただき今回の総会を開催すること、また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長: 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号14番 石井進委員 16番 本橋与志喜委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長: 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字宮原の5筆です。地目は登記、現況

いずれも畑です。面積は5筆合わせて5,511平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字城字天神前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は676平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は三芳町に農地を所有しており、三芳町農業委員会に調査を依頼し、適正に管理されているとの回答がありました。以上の2件です。

議 長: 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地 区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの と考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員: 申請地には仮登記がついていますが、いつ頃仮登記されたのですか。

事務局: 最初に仮登記がつけられたのは、昭和47年で、その後令和2年に譲受人 に移転されています。

議 長: ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよ ろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議 長: 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番につきましては、私、議席番号7番池田稔が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席します。議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5号の規定に基づき、川口農業委員会会長職務代理者に議長をお願いします。申請番号2番終了後に入室、着席いたします。

(池田委員退席する。)

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの と考えられます。審議のほどお願いいたします。

委員: (全員举手)

申請番号2番は終了したため、議席番号7番池田稔委員の入室を認めます。 (池田委員着席する。) 会長が戻りましたので、議長の職を下ろさせていただき、改めて会長に議長 をお願いいたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長: 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から 説明をお願いします。

事務局: 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いた します。

申請番号1番、所在地は岩岡町の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて439平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は貸駐車場です。農地区分については農地の一団性が10~クタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地に貸駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字南永井字窪野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は499平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に自己用住宅を建築するものです。なお、今回は隣接地の宅地を含めた建築計画であり、総敷地面積は589.75平方メートルとなります。

以上の2件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員举手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号2番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長: 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」 事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」 御説明いたします。

申請番号1番、所在地は西狭山ケ丘二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて332.14平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は三ケ島四丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて233平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け自己用住宅を建築するものです。

以上の2件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員举手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号2番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員举手)

議長: 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長: 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局 から説明をお願いします。

事務局: 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて5,793平方メートルです。1筆は新規に使用貸借契約を結び、4筆は以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は838平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横宿の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,126平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原です。現況地目は畑で、面積は764平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字広ケ谷戸です。現況地目は畑で、面積は737平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆と大字城字西ノ上の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,782平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

以上の6件です。

議 長: 申請番号1番と2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員: 異議なし。

議 長: それでは1番と2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番及び2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号1番及び2番については、全会一致により決定とします。 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

委員: 作付け予定の作物が牧草となっています。受人は以前、牛を飼育していま したが、最近では牛の飼育は行っていないと思われます。牧草の栽培は必要 なのですか。

事務局: 現在は牛の飼育は行っていませんが、再度行う予定があり、牧草地として 畑を確保したいとのことです。

議 長: ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよ ろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号3番については、全会一致により決定とします。 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。しかし、受人は祖父 名義の農地も含め、その全てを適正に管理しているとは思えません。自宅か ら近い農地も雑草が繁茂している状況です。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

委員: 農業振興課では利用権設定の申請を受付する際に受人の経営農地の管理状況は確認しているのですか。

事務局: 受人の経営農地については事前に確認しており、比較的営農状況が悪い農地があることも把握しています。これらの農地を適正に管理するように埼玉県川越農林振興センターとも連携し、受人には指導を行ったところです。

委 員: 受人の祖父名義の農地が営農面積に含まれているようですが、祖父は存命 なのですか。

事務局: 受人の祖父は亡くなっていますが、まだ相続登記がされていないものと思われます。

委 員: 相続登記がされず、亡くなった祖父名義のままの農地は受人の管理農地であるという認識でよいでしょうか。

事務局: おっしゃるとおりです。受人に聞き取りをしたところ、自身の管理農地として認識はあるようです。また、農地法でも2親等以内の親族は住居が別であっても、一緒に農業に従事していれば、同一経営体とみなしています。

議 長: ほかに意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよ ろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしけ

れば挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしけ

れば挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議長: 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局: 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、 8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、 1件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、

1件の証明をしました。

以上です。

議 長: 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。